



教員の世界の一部を紹介します

①教員（公立小・中）になるには

大学等で規程の教職に関する「単位」を取得し教員免許状を所有することが最低条件。各自治体で年1回行われる教員採用試験に合格すると「本採用」として採用。埼玉県なら埼玉県内の学校に配属。昨年度の合格率は、全国平均小学校2.3倍で年々下降傾向。不合格でも教員免許状があるので、病気休暇や育児休暇中の教員の代員として臨時的任用教員として勤務することもできる。なお、教頭、校長になるためには経験年数や年齢等の条件を満たした上で、それぞれの選考試験を受ける。

②服務義務 全体の奉仕者 研究と修養に努める

- ・ 服務の宣誓 ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う ・ 職務に専念する
- ・ 信用失墜行為の禁止 ・ 秘密を守る ・ 政治的行為の制限 ・ 争議行為等の禁止
- ・ 営利企業等の従事制限 ※違反すると「戒告」「減給」「停職」「免職」等の懲戒処分がある。

③教員の仕事 「教諭は、児童の教育をつかさどる」（学校教育法第37条）

授業は検定を受けた教科用図書（教科書）を使用しなければならない。

各教科等の標準の授業時間数や総授業時間数も決められている。（学習指導要領）

「養護教諭は、児童の養護をつかさどる」「栄養教諭は児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」

④勤務時間 7時間45分 6時間労働超過は少なくとも45分の休憩を割り振る（労働基準法）

本校の場合 勤務開始 8:10 勤務終了 16:40 ※校長が定める

休憩 13:30~13:45（15分）16:00~16:30（30分）

※休み時間や給食等は休憩ではなく「勤務時間」です。

⑤休日勤務 校長が命じられるのは ・ 実習 ・ 学校行事 ・ 職員会議 ・ 非常災害などに必要な業務の4つのみ。その場合、別の日に本来の休暇の割り振りをする。

⑥出張 電信、電話、郵便等の通信による連絡手段では校務の円滑な遂行を図ることができない場合かつ予算上の支出が可能である場合に限ること。命じるのは校長。

⑦有給休暇等 年次有給休暇20日間。30分単位での取得可。結婚休暇・子育て休暇・献血休暇等もある。

⑧残業代 無し。代わりに基本給の4%が「教職調整額」として支給される。←10%にする案も？

役職や校務分掌・業務内容に応じた「手当」等の支給はあり。

⑨研修 学校を離れて、国立大学や私立大学等で1年間研修できる制度あり。選考試験あり。

⑩異動 採用形態で年数は異なる。市・県の教育委員会や国・県の教育施設等に異動になる場合もある。

子どものなりたい職業で上位にランクされていた「先生」も過去の話となったのは、マスコミがあまりにもブラックな部分をピックアップした報道で夢が壊れたせいかもしれません。市教育委員会からは「働き方改革の目的は、教育の質の維持・向上」であると指導されています。学校は言うまでもなく子どもが「主人公」です。そのことを踏まえて、今年度の学校研修の研究テーマを『生徒の自己肯定感・集団貢献能力を育む集団づくり』としました。学校で学ぶ良さの一つは「集団」での学び・活動です。一人ではできなかったことが集団になるとできることもあります。また、自分が学級・学年・学校の役に立っているという意識が自己有用感につながります。子どもの良いところを見だし、可能性を伸ばし、一人一人の個性が弾ける場面を多く創り出せていけるよう職員一丸となって取り組んで参ります。私たち職員の頑張りによって学校生活が楽しいと思えた生徒が一人でも多く将来「先生」を目指してくれるとありがたいです。 (校長 橋本 浩)